

製造事業承継届<第2種製造者>（冷凍）

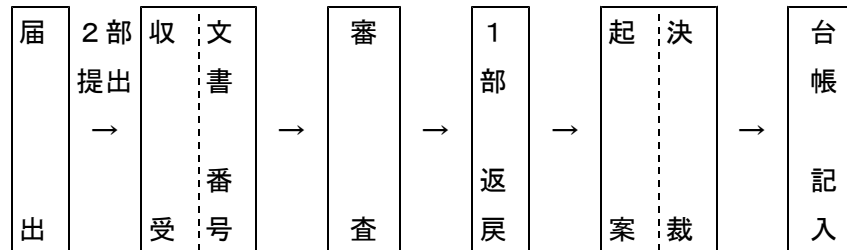
根拠法令

法第10条の2 冷凍則第10条の2

適用

第2種製造者について事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるもの）があった場合。

手順



必要書類

- 第2種製造事業承継届書（冷凍則様式第3の2）

相続の場合

- ・ 相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定にかかる全員の相続同意書）
- ・ 被承継者に関する戸籍謄本

合併、分割の場合

- ・ 合併、分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）

譲渡の場合

- ・ 譲り渡しの事実を証する書面

審査

必要書類が揃っているか審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

<留意事項>

決裁後、台帳に記入するか、新たに台帳を作成する。